

人事行政の運営などの状況について

大阪狭山市職員の給与、職員数、勤務条件などの人事行政の運営状況について、次のとおり公表します。

この公表は、「地方公務員法」および「大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、大阪狭山市における人事行政の運営などの状況を市民の皆さんにお知らせすることにより、その公正性と透明性を一層高めることを目的としています。

〈問い合わせ〉 人事グループ

I. 職員の任免や職員数などの状況

1. 職員の採用・退職の状況

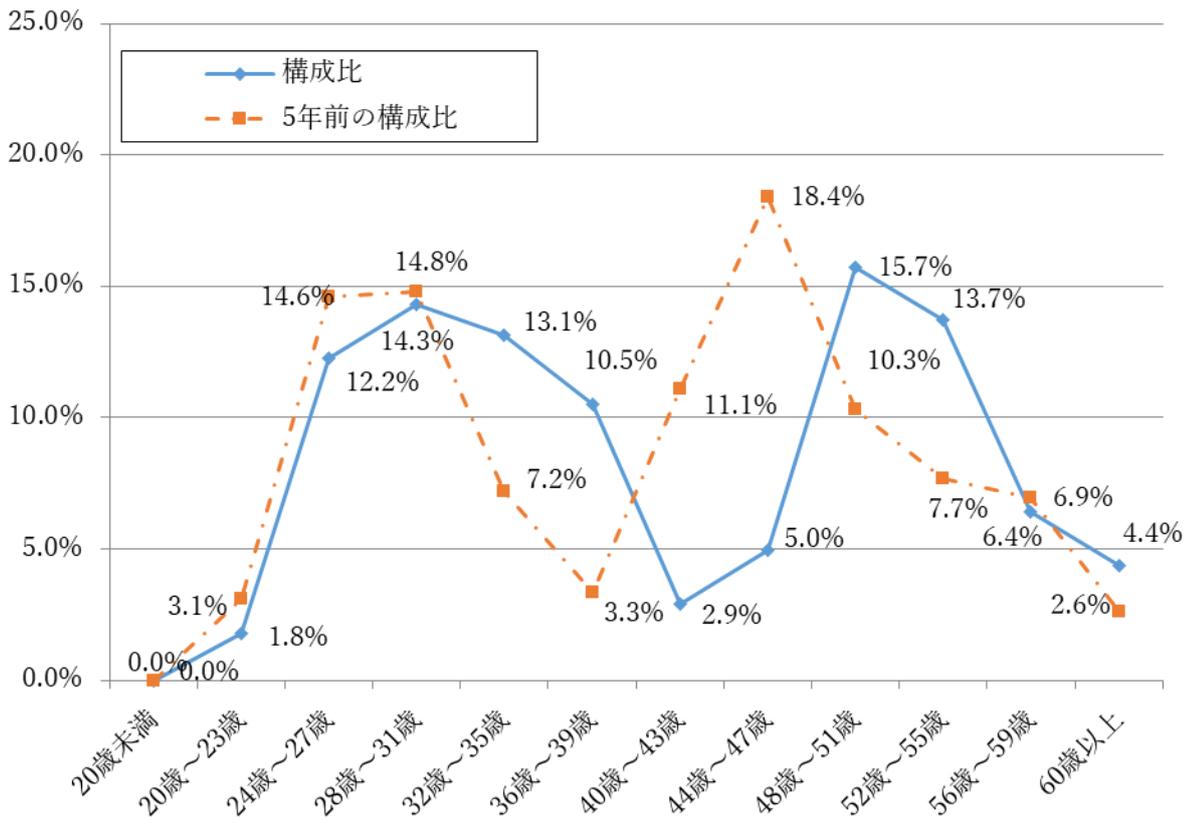
区 分		合計	一 般 行政職	福祉職	税務職	教育職	消防職	技能 労務職	企業職	看護・ 保健職
採用者数	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	21人	11人	5人	2人	2人	-	1人	-	-
	令和3年4月1日	9人	8人	-	1人	-	-	-	-	-
退職者数	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	96人	14人	-	3人	-	70人	-	9人	-

2. 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		R2年	R3年		
一 般 行 政	議 会	4	4	0	組織改正（8） 欠員不補充（△1） 欠員補充（2）、生活保護関連（1）、その他（1）
	総 務	80	88	8	
	税 務	24	23	△1	
	労 働	1	1	0	
	民 生	71	75	4	
	衛 生	29	29	0	
	農林水産	3	3	0	
	商 工 土 木	3 26	3 26	0 0	
	小 計	241	252	11	
特 別 行 政	教 育	61	62	1	欠員不補充（△1）、組織改正（2） 組織改正（△74）
	消 防	74	0	△74	
	小 計	135	62	△73	
普通会計計		376	314	△62	
公 営 企 業 等 会 計	水 道	16	0	△16	組織改正（△16）
	下 水 道	9	10	1	組織改正（1）
	そ の 他	19	19	0	
	小 計	44	29	△15	
合 計		420	343	△77	

3. 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計	
職員数	0人	6人	42人	49人	45人	36人	10人	17人	54人	47人	22人	15人	343人	
男女別内訳	男	0人	2人	24人	27人	28人	21人	4人	10人	36人	37人	9人	11人	209人
	女	0人	4人	18人	22人	17人	15人	6人	7人	18人	10人	13人	4人	134人



4. 職員数の推移（各年度4月1日現在）

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職員数	415人	413人	420人	418人	421人	425人	424人	420人	343人

5. 職員の退職管理の状況（令和3年10月31日現在）

職員の退職管理に関する条例第3条に基づき、届出があった件数

対象	令和2年度退職者数	件数
課長級以上の職員	23人	2件

6. 定員管理の状況

平成 28 年度策定の大阪狭山市定員管理方針に基づき、消防職の定数を除いた 349 人をベースに、再任用制度の効率的な運用や、職員の年齢構成を平準化するための弾力的な対応を行いながら、中長期的な将来を見据えた適正な定員管理に努めています。

II. 職員の給与の状況

大阪狭山市職員（特別職を含む）の給与は、地方公務員法の給与決定原則に基づき、生計費、国およびほかの地方公共団体の職員の給与、民間事業の従業者の給与などを考慮して定められています。給与の種類や支給額などは、具体的には、「一般職の職員の給与に関する条例」などで定められており、条例などに基づいて支給された給与の状況は次のとおりです。（なお、ここに記載する給与などは、すべて税や各種保険料を引く前の額で、いわゆる手取額ではありません。）

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R2年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) R1年度の 人件費率
R2年度	58,501人	26,782,625千円	160,704千円	4,071,639千円	15.2%	19.5%

(注) 人件費には、退職手当、特別職に支給される給料・報酬などを含んでいます。

2. 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R2年度	376人	1,391,976千円	460,962千円	653,894千円	2,506,832千円	6,667千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

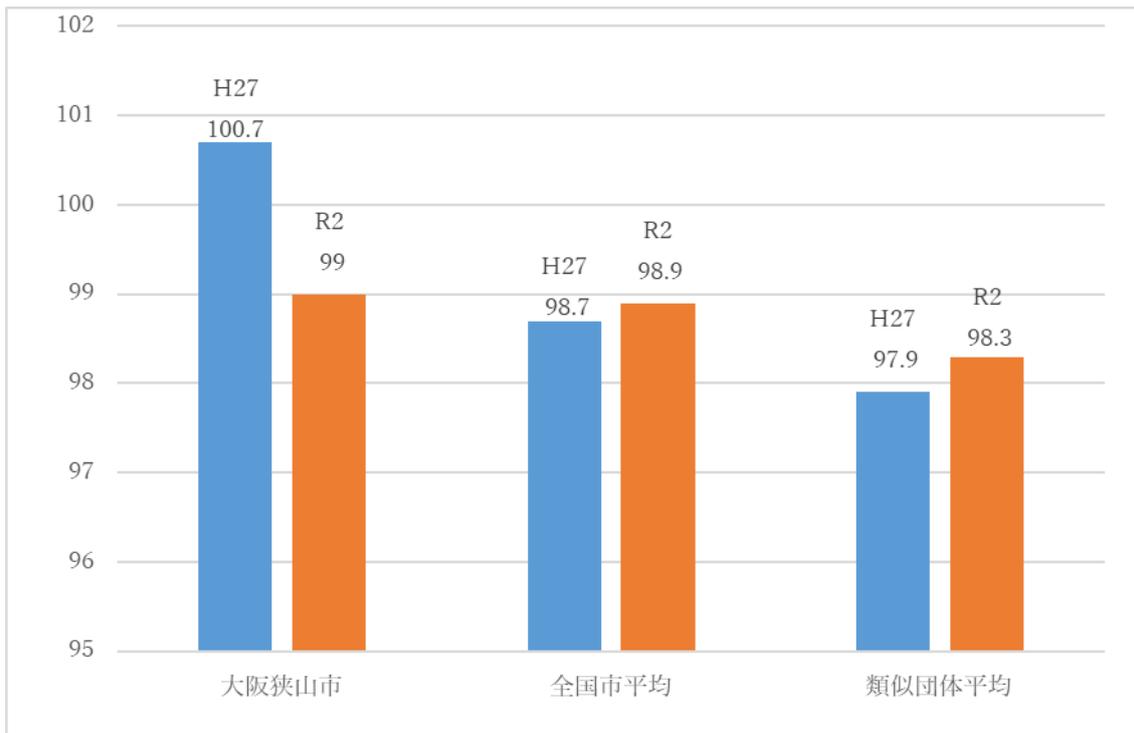
2 職員数は、令和 2 年 4 月 1 日現在の普通会計に属する人数です。

3. ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）

区 分	H 2 7 年 (A)	R 2 年 (B)	比較 (B-A)
大阪狭山市	100.7	99.0	△1.7
全国市平均	98.7	98.9	0.2
類似団体平均	97.9	98.3	0.4

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数として用いられるものです。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。



4. 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.0歳	303,440円	405,722円
技能労務職	51.6歳	352,693円	439,373円

（注） 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

5. 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		大阪狭山市	国
一般行政職	大学卒	188,700円	182,200円
	高校卒	160,100円	150,600円

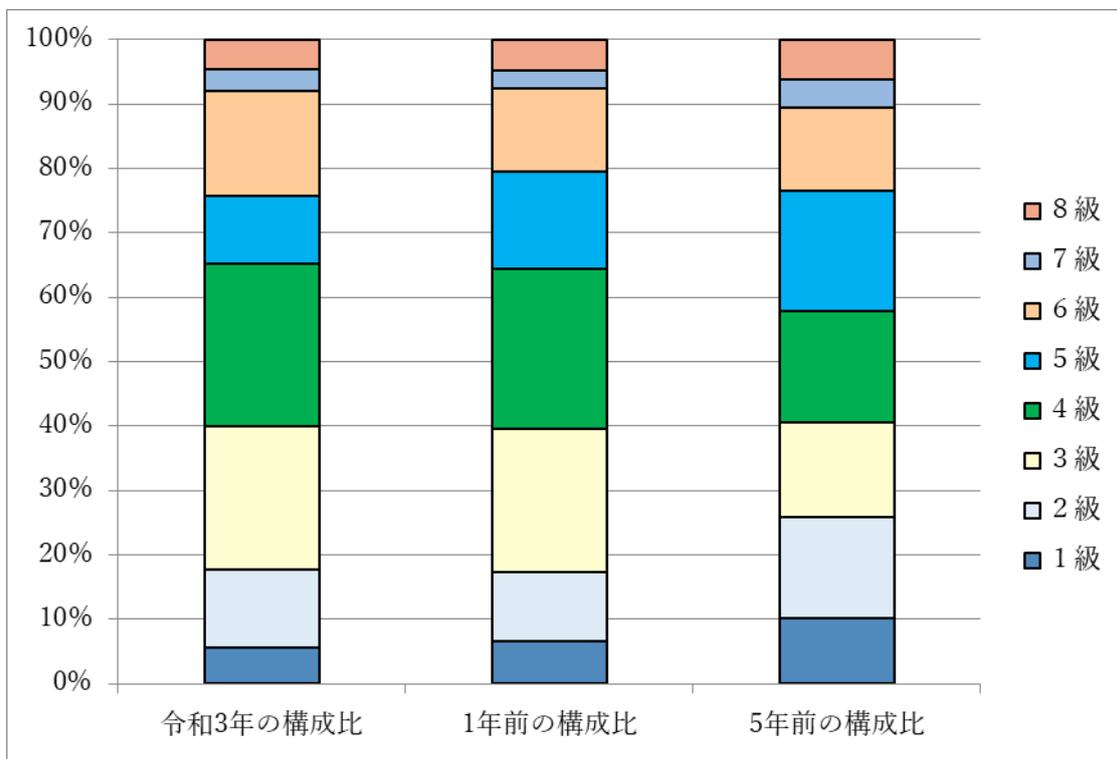
6. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	273,633円	313,829円	358,700円
	高校卒	—	—	—

（注） 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、それ以外の場合は、就職前の職務経験年数を換算し、在職年数に加算した年数をいいます。

7. 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	課長補佐 主幹	課長	次長	部長		
職員数	13人	29人	53人	60人	25人	39人	8人	11人	238人	
構成比	5.5%	12.2%	22.3%	25.2%	10.5%	16.4%	3.3%	4.6%	100.0%	
参考	1年前の構成比	6.6%	10.7%	22.2%	24.9%	15.1%	12.9%	2.7%	4.9%	100.0%
	5年前の構成比	10.2%	15.6%	14.7%	17.3%	18.7%	12.9%	4.4%	6.2%	100.0%



(上記以外の職種)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
教育職	5人	2人	2人	5人	7人	7人		1人	29人
保健師		1人		4人	3人	2人		1人	11人
企業職		1人	1人	3人	3人	1人	1人		10人
技能労務職			2人	10人	2人				14人
税務職	1人	4人	5人	6人	2人	2人		3人	23人
福祉職	4人		2人	7人	5人				18人

職務級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	23	6.7	主事 主事補 技師補 教諭 保育教諭 栄養士	9 3 1 1 8 1	23	6.7	係員級
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	37	10.8	主事 主事補 保育教諭 保健師	26 8 2 1	37	10.8	
3級	主任の職務	65	18.9	主任 教諭 保育教諭	61 1 3	65	18.9	
4級	主査の職務	95	27.7	主査 主任(幼)	84 11	95	27.7	係長級
5級	課長補佐の職務	47	13.7	課長補佐 総合行政委員会事務局次長補佐 室次長補佐 主幹 副園長	21 1 2 20 3	47	13.7	課長補佐級
6級	課長の職務	51	14.9	課長 室次長 総合行政委員会事務局次長 こども園に置く園長 参事 幼稚園に置く園長	24 3 1 1 19 3	51	14.9	課長級
7級	次長の職務	9	2.6	次長 議会事務局次長兼副理事 行財政マネジメント室長	7 1 1	9	2.6	次長級
8級	部長の職務	16	4.7	部長 局長 室長 理事	8 2 2 4	16	4.7	部長級

8. 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

大阪狭山市	国
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,767千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45月分) (0.9月分)	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45月分) (0.9月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（令和3年4月1日現在）

大阪狭山市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分
〔その他の加算措置〕 定年前早期退職特例措置 勤続25年以上で、定年前6月を超え10年以内の退職者に対し、定年前1年につき2%加算（最大20%）	〔その他の加算措置〕 定年前早期退職特例措置 勤続20年以上で、定年前6月を超え15年以内の退職者に対し、定年前1年につき3%（定年前1年以内の者は2%）加算（最大45%）
1人当たり 平均支給額 8,556千円 22,724千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		241,185千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		610,594円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	15%	395人	15%

④ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者（給料表7級以下職員）6,500円（給料表8級職員）3,500円 子 10,000円 父母等（給料表7級以下職員）6,500円（給料表8級職員）3,500円 16歳から22歳の子がある場合の加算額 1人につき 5,000円	同じ	

住居手当	借家・借間居住者 家賃が16,000円を超え27,000円まで 家賃額に応じて最高11,000円 家賃が27,000円を超える場合 家賃額に応じて最高28,000円	同じ	
通勤手当	交通機関等利用者 運賃が55,000円以下については運賃相当額 (6箇月定期券相当分支給) 自動車等交通用具使用者 距離に応じて2,000円～31,600円	同じ	
管理職手当	管理・監督の職にある職員の役職に応じて 36,000円～64,000円 ※減額措置あり	—	
休日勤務手当	休日勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ	

⑤ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	4,073千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	48,492円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	21.3%
支給職員数（令和3年4月1日現在）	15人
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年4月1日現在）	4.5%
支給職員1人当たり平均支給月額（令和3年4月1日現在）	5,807円
手当の種類（手当数）	7種類
主な手当の名称	死獣処理手当・社会福祉事務手当・感染症防疫作業手当 など

⑥ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	39,686千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	145千円
支給実績（令和元年度決算）	59,608千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	215千円

9. 特別職の報酬などの状況（令和3年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		備 考
給料	市副教 市育	長	(減額後)	(減額前)	減額措置あり (月額からその100分の15に 相当する額を減じた額)
		長	765,000円	(900,000円)	
		長	646,000円	(760,000円)	
			595,000円	(700,000円)	
地域手当	市副教 市育	長 長 長	(令和2年度支給割合) 11%		
報酬	議副議	長	551,000円		
		長	494,000円		
		員	475,000円		
期末手当	市副教 市育	長 長 長	(令和2年度支給割合) 4.10月分		
	議副議	長 長 員	(令和2年度支給割合) 4.10月分		
退職手当	市副教 市育	長 長 長	(算定方式) 給料月額×38/100×在職月数 給料月額×26/100×在職月数 給料月額×17/100×在職月数	(支給時期) 任期ごと 任期ごと 任期ごと	減額措置あり (算出額からその100分の30に 相当する額を減じた額)

10. 公営企業職員の状況

①水道事業

職員給与費の状況（決算）

区 分	総 費 用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) R1 年度の 総費用に占める職 員給与費率
	千円	千円	千円	%	%
R2 年度	1,602,350	△206,240	100,484	6.3	8.8

(注) 職員給与費には資本的勘定支弁職員分(17,512千円)を含んでいません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R2 年度	16 人	65,232 千円	20,875 千円	31,889 千円	117,996 千円	7,375 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。

②下水道事業

職員給与費の状況（決算）

区 分	総 費 用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) R1 年度の 総費用に占める職 員給与費率
	千円	千円	千円	%	%
R2 年度	1,522,343	10,383	21,704	1.4	1.5

(注) 職員給与費には資本的勘定支弁職員分(34,882千円)を含んでいません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R2 年度	9 人	32,987 千円	9,937 千円	15,077 千円	58,001 千円	6,444 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数です。

III. 職員の勤務条件やサービスの状況

● 年次有給休暇や特別休暇の状況

休暇の種類	内 容	付与日数
年次有給休暇	年次有給休暇の日数は1年につき20日とし、その残日数を限度として翌年度に繰り越し可能	20日
主な特別休暇	骨髄提供のための休暇・ボランティア休暇・子の看護のための休暇・妊娠障がい(つわり)休暇・産前産後休暇・忌引休暇 など	

IV. 分限処分・懲戒処分の状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

処分の種類		処分者数
分限処分	免職	0人
	降任	1人
	休職	6人
懲戒処分	免職	1人
	停職	1人
	減給	0人
	戒告	0人

地方公務員法第28条に基づく分限処分及び同法第29条に基づく懲戒処分の状況は、左の表のとおりです。

V. 職員研修の状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

大阪狭山市では、職員の能力開発や資質の向上のため職員研修を実施しています。昨年度実施した職員研修の状況は、次のとおりです。

研修区分	主な研修	受講者数 (延人数)
内部研修	新規採用職員向けの研修	30人
	公務員倫理研修（対象：課長級以上の職員）	77人
	公務員倫理研修（対象：全職員）	409人
	地方公務員法・コンプライアンス研修	20人
	ハラスメント講座（対象：課長級以上の職員等）	96人
	ハラスメント防止研修（対象：非管理職等）	182人
	議会答弁対応力向上研修	19人
	人事評価研修	50人
	人権研修「ネット上の差別問題の解決に向けて」	45人
	人権研修「LGBT・SOGIに関する現状とALLYとしてできること」	55人
広域共同研修	中部都市職員研修協議会研修	35人
派遣研修	全国市町村国際文化研修所研修	1人
	マッセ OSAKA 研修	17人
	人権関係研修	6人
	その他の派遣研修	15人

VI. 職員の福利厚生などの状況

地方公務員法第42条に基づく職員の福祉及び利益の保護に関する事業は、次のとおりです。

1. 健康管理事業の実施状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

区 分		内 容
職員健康診断	定期健康診断	身長・体重・視力・聴力・胸部レントゲン・血圧測定・血液検査 など
	深夜業務を含む検診	深夜業に常時従事する職員に対し、上記検査項目を実施
	V D T 検 診	V D T 作業に従事する職員の希望者対象
	頸肩腕腰痛検診	腰部に過度の負担がかかる立ち作業、重量物取扱い作業、長時間の運転作業に常時従事する職員対象

2. 職員互助会などの状況（令和3年4月1日現在）

区 分		内 容
大阪狭山市職員厚生会	補助金率（掛金：補助金）	1：1
	主な実施事業	福利厚生事業・給付事業・社会福祉事業

VII. 公平委員会の状況

1. 公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、その権限は同法第8条第2項において次のとおり定められています。

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
- ② 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること

2. 公平委員会の業務の状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

公平委員会の業務	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	1件
不利益処分についての審査請求の状況	1件

3. 不利益処分についての審査請求の審査状況

令和元年度末係属件数	令和2年度		令和3年10月31日 現在係属件数
	請求件数	終結件数	
1件	0件	0件	1件